

政令市に住所を有する方の個人住民税の寄附金税額控除が変わります

■ 改正の経緯 ■

県費負担教職員に係る給与負担事務が県から政令市に移譲されたことに伴い、「平成29年度税制改正大綱」において、個人住民税所得割の税率2%相当分が税源移譲されることとなりました。これによって、平成30年度分以後の政令市に住所を有する方の個人住民税所得割の標準税率が、「市民税6%・県民税4%」から、「市民税8%・県民税2%」に改められることとなり、今後法令の改正が予定されているところです。税率の改正と併せて、各税額控除の割合も、税源移譲後の市民税（8%）と県民税（2%）の割合に合わせて改められることとなったため、基本的には市民税・県民税を合計した税の負担は変わりません。

■ 寄附金税額控除についての変更点 ■

この改正により、寄附金税額控除については、政令市に住所を有する方からの平成29年1月1日以後の寄附について、次のとおり変わります。

○横浜市及び神奈川県から寄附金税額控除の指定を受けている法人に対する寄附
税率の改正後も、市民税と県民税の控除割合の合計は10%のままとなるため、基本的に合計の控除額は変わりません。

○横浜市のみから寄附金税額控除の指定を受けている法人に対する寄附
税率の改正後は、控除割合が6%から8%に「増加」します。

(※参考) 神奈川県のみから寄附金税額控除の指定を受けている法人に対する寄附
税率の改正後は、控除割合が4%から2%に「減少」します。

なお、この件については神奈川県ホームページにお知らせが掲載されています。

・神奈川県ホームページ

「横浜市・川崎市・相模原市（政令市）にお住まいの皆様へ」

(<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/858076.pdf>)

■ 参 考 ■

○寄附金税額控除の計算方法の変更内容○

(現行)

個人県民税：(寄附金額－2千円)×4% 個人市民税：(寄附金額－2千円)×6%

(改正後)

個人県民税：(寄附金額－2千円)×2% 個人市民税：(寄附金額－2千円)×8%

※法人のホームページやパンフレット等に寄附金税額控除の計算式等を記載されている場合は、修正の必要がありますので、お気をつけください。

■ 個人住民税所得割の税率の改正に関する問い合わせ先 ■

横浜市財政局主税部税制課企画係

電話：045-671-2252

■ この通知に関する問い合わせ先 ■

横浜市民局市民協働推進部市民活動支援課

電話：045-227-7966